

**介護老人保健施設
アルターかつしかばし**

(予防) 通所リハビリテーションご利用案内

※東京都は地域区分1級地となりますので、介護報酬単価1単位当たり11,10円となります。

○要介護1～要介護5の方がご利用の場合○

円/回

通常規模型通所サービス (5) 5時間以上6時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料【基本型】	686	814	939	1,088	1,235
昼食・おやつ代	620				
日用品	160				
1日あたりの利用料	1,466	1,594	1,719	1,868	2,015
介護保険負担割合2割の方	2,152	2,408	2,658	2,956	3,249
介護保険負担割合3割の方	2,218	3,221	3,597	4,044	4,483

●加算

リハビリ提供体制加算(Ⅲ)	20 単位/回	専門職を配置し、リハビリテーションマネジメントに基づきサービスを提供
リハビリテーションマネジメント加算(B) 口	863 単位/月	定期的なリハビリ会議を開催し、リハビリ計画書を作成。医師から利用者又はその家族に説明を行い、同意を得た日の属する月から起算して6月以内のリハビリテーションの質の管理をした場合
リハビリテーションマネジメント加算(B) 口	543 単位/月	定期的なリハビリ会議を開催し、リハビリ計画書を作成。医師から利用者又はその家族に説明を行い、同意を得た日の属する月から起算して6月以内のリハビリテーションの質の管理をした場合
短期集中個別リハビリテーション加算	110 単位/回	退院(所)後又は認定日から3月以内に集中的にリハビリを実施した場合
入浴介助加算(Ⅰ)	40 単位/回	入浴介助を適切に行うことが出来る人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合
入浴介助加算(Ⅱ)	60 単位/回	居宅を訪問し利用者の動作及び浴室環境の評価を行い、個別の入浴計画を作成、入浴介助を行った場合
栄養アセスメント加算	50 単位/月	多職種が共同して栄養アセスメントを実施し、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合
栄養改善加算 (月2回を限度)	200 単位/回	低栄養状態またはおそれのある場合、栄養状態の改善を図ることを目的とし、必要に応じ居宅を訪問し、栄養管理を行った場合
口腔機能向上加算(Ⅱ) (月2回を限度)	160 単位/回	個別に実施される口腔清掃の指導もしくは実施に加え口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回を限度)	5 単位/回	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定し、口腔の健康状態と栄養状態等を担当介護支援専門員に情報提供した場合
重度療養管理加算	100 単位/日	要介護3・4・5の方に計画的な医学的管理のもとリハビリを実施した場合
中重度者ケア体制加算	20 単位/日	過去3月の間、要介護3～5の割合が30%以上の場合
送迎減算(片道)	-47 単位/回	送迎を実施しない場合
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	利用者ごとのADL値・栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位/回	介護職員のうち介護福祉士の割合が80%以上配置
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数×34/1000 請求金額に加算されます	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×20/1000 請求金額に加算されます	

○要支援1・要支援2の方がご利用の場合○

円/月

予防通所サービス	要支援1	要支援2	+	昼食・おやつ代	
1日あたりの利用料	2,279	4,439		+	620円/回
介護保険負担割合2割の方	4,558	8,878			
介護保険負担割合3割の方	6,837	13,317			

●加算

運動機能向上加算	225 単位/月	心身の状態を維持向上を目的に個別リハビリテーションを実施した場合
栄養改善加算	200 単位/月	低栄養状態またはおそれのある場合、栄養状態の改善を図ることを目的とし、必要に応じ居宅を訪問し栄養管理を行った場合
栄養アセスメント加算	50 単位/月	多職種が共同して栄養アセスメントを実施し、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） （6月に1回を限度）	5 単位/回	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定し、口腔の健康状態と栄養状態等を担当介護支援専門員に情報提供した場合
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160 単位/月	個別に実施される口腔清掃の指導もしくは実施に加え口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	利用者ごとのADL値・栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）要支援1	88 単位/月	介護職員のうち介護福祉士の割合が80%以上配置
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）要支援2	176 単位/月	介護職員のうち介護福祉士の割合が80%以上配置
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数×34/1000 請求金額に加算されます	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×20/1000 請求金額に加算されます	

●個別対応利用料

経管栄養食	410 円/食（税込み）
当日キャンセル	1,100 円/日（税込み）
17時以降延長料（1.0h）	1,100 円/日（税込み）
理美容代	2,100 円/回（税込み）

●おむつ代

紙おむつ	88 円/枚（税込み）
リハビリパンツ	66 円/枚（税込み）
尿取りパット	55 円/枚（税込み）